

令和2年3月23日

長岡市教育委員会（定例会）会議録

長岡市教育委員会

1 日 時 令和2年3月23日(金曜日)

午後1時30分から午後3時50分まで

2 場 所 教育委員会 会議室

3 出席委員

教育長 金澤 俊道 委員 鷲尾 達雄 委員 青柳 由美子
委員 大久保 真紀 委員 荒木 正

4 職務のため出席した者

教育部長	小池 隆宏	子ども未来部長	波多 文子
教育総務課長	曾根 徹	教育施設課長	遠藤 雄一
学務課長	笠井 晃	学校教育課長	中山 元
学校教育課主幹兼管理指導主事	高橋 和久	学校教育課主幹兼管理指導主事	神林 俊之
学校教育課主幹兼管理指導主事	丸山 巧	中央図書館長	山田 あゆみ
科学博物館長補佐	佐藤 陽子	子ども家庭課長	田中 剛
保育課長	田辺 亮	青少年育成課長	斎藤 裕子
スポーツ振興課長	野口 仁	学校教育課企画推進係主査兼指導主事	兒玉 かおる

5 事務のため出席した者

教育総務課長補佐	安達 紀子	教育総務課長補佐	植村 裕
教育総務課長係長	佐藤 裕	教育総務課庶務係	小林 理恵

6 議事日程

日程	議案番号	案 件
1		会議録署名委員について
2	第9号	専決処理について（職員人事について）
3	第10号	長岡市教育委員会組織規則の一部改正について
4	第11号	長岡市子ども・子育て会議条例施行規則の一部改正について
	第12号	長岡市予防接種健康被害調査委員会規則の一部改正について
	第13号	長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について
5	第14号	長岡市青少年育成センター運営規程の廃止について
6	第15号	長岡市保育園条例施行規則の一部改正について
7	第16号	長岡市立幼稚園管理運営に関する規則の一部改正について
8	第17号	長岡市立へき地保育園条例施行規則の廃止について
9	第18号	長岡市立保育園延長保育事業実施要綱の一部改正について
10	第19号	長岡市立保育園における苦情解決体制に関する要綱の一部改正について
11	第20号	長岡市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について
12	第21号	長岡市教育委員会公印規則の一部改正について
13	第22号	長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部改正について
14	第23号	長岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
15	第24号	長岡市教育委員会非常勤嘱託員の任用等に関する要綱及び長岡市教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する要綱の廃止について

日程	議案番号	案 件
16	第 25 号	長岡市立学校管理運営に関する規則の一部改正について
17	第 26 号	長岡市立中学校部活動指導員の任用等に関する要綱の一部改正について
18	第 27 号	長岡市家庭児童相談員設置要綱の一部改正について
19	第 28 号	長岡市保育料等嘱託徴収員設置要綱の一部改正について
20	第 29 号	長岡市地域資料館条例施行規則の一部改正について
21	第 30 号	長岡市平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法等の施行に関する規則の廃止について
22	第 31 号	長岡市教育委員会職員駐車場利用規程の制定について
23	第 32 号	長岡市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
24	第 33 号	長岡市産前産後家庭生活応援事業実施要綱の一部改正について
25	第 34 号	附属機関委員の委嘱について
26	第 35 号	事務の委任について
27	第 36 号	補正予算の要求について

7 会議の経過

(金澤教育長) これより教育委員会 3 月定例会を開会する。

◇日程第 1 会議録署名委員について

(金澤教育長) 日程第 1 会議録署名委員の指名を行う。会議録署名委員については、長岡市教育委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により、青柳委員及び大久保委員を指名する。

◇日程第 2 議案第 9 号 専決処理について（職員人事について）

(金澤教育長) 日程第 2 議案第 9 号 専決処理について（職員人事について）を議題とする。本件について、事務局の説明を求める。

(曾根教育総務課長) 議案第 9 号 専決処理について説明する。職員人事についてその処理に急を要したことから、令和 2 年 3 月 12 日付けで専決処理したため、報告し承認を求めるものである。令和 2 年 4 月 1 日付けの課長級以上の人事異動は、波多子ども未来部長が 3 月 31 日付けで退職し、後任に水島幸枝市民協働推進部文化振興課長が昇任する。次に、曾根徹教育総務課長が他部局に異動し、後任に水島正幸議会事務局議会総務課長が就任する。次に、高橋和久学校教育課主管兼管理指導主事が 3 月 31 日付けで退職し、新潟県教育委員会に異動することに伴い、後任に新潟県教育委員会から涌井良平が就任する。次に、山田あゆみ中央図書館長が他部局に異動し、佐藤陽子科学博物館長補佐が昇任する。次に、田辺保育課長が他部局に異動し、長谷川雅泰福祉保健部福祉課長が就任する。次に、斎藤裕子青少年育成課長が他部局に異動する。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり承認することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり承認する。

◇日程第3 議案第10号 長岡市教育委員会組織規則の一部改正について

(金澤教育長) 日程第3 議案第10号 長岡市教育委員会組織規則の一部改正について を議題とする。本件について、事務局の説明を求める。

(曾根教育総務課長) 議案第10号 長岡市教育委員会組織規則の一部改正について説明する。改正理由は、令和2年4月1日付け教育委員会の組織変更に伴い、所要の改正を行うものである。組織変更の主な内容として4点ある。1点目は、より総合的かつ一体的な子育て支援施策の展開を実現するため、青少年育成支援の所管を子ども家庭課に統合し、課名を「子ども・子育て課」に改称する。2点目は、児童虐待の防止・対応等の専門性を強化するため、子ども家庭センターを「子ども家庭総合支援拠点」として整備する。3点目は、保育園・幼稚園等における、特別な配慮を要する子どもへの適切な対応を支援するため、子ども家庭センターの「すこやか応援係」を保育課に移管する。4点目は、子どもや若者が抱える悩みへのより専門的な相談体制を構築するため、教育相談室と青少年育成センターを統合し、「子ども・青少年相談センター」を学校教育課に設置する。以上のほか、認定こども園の設置に関すること、児童手当の事務を保育課から子ども・子育て課に移管することの2項目が今回の組織改正の一部である。施行期日は令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第4 議案第11号 長岡市子ども・子育て会議条例施行規則の一部改正について

議案第12号 長岡市予防接種健康被害調査委員会規則の一部改正について

議案第13号 長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について

(金澤教育長) 日程第4 議案第11号 長岡市子ども・子育て会議条例施行規則の一部改正について、議案第12号 長岡市予防接種健康被害調査委員会規則の一部改正について 及び、議案第13号 長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について を一括して議題とする。本件について、事務局の説明を求める。

(田中子ども家庭課長) 議案第11号 長岡市子ども・子育て会議条例施行規則の一部改正について、議案第12号 長岡市予防接種健康被害調査委員会規則の一部改正について 及び、議案第13号 長岡市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正について、関連性があるため一括して説明する。改正理由は議案第10号で説明のあったとおり、令和2年4月1日付けの組織変更にて子ども家庭課が子ども・子育て課に改称することに伴い、各規則で、子ども家庭課となっているものを改めるものである。施行期日はいずれも令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第5 議案第14号 長岡市青少年育成センター運営規程の廃止について

(金澤教育長) 日程第5 議案第14号 長岡市青少年育成センター運営規程の廃止について を議題とする。事務局の説明を求める。

(斎藤青少年育成課長) 議案第14号 長岡市青少年育成センター運営規程の廃止について説明する。改正理由は議案第10号で説明のあったとおり、令和2年4月1日付けの組織変更にて青少年育成センターを廃止することに伴い、運営規程を廃止するものである。青少年育成センターがこれまで所管していた業務のうち青少年相談については、新設する子ども・青少年相談センターへ移管し引き続き対応していく。また、青少年育成員による、青少年を取り巻く社会環境状況調査などの青少年健全育成に関する業務等については、子ども・子育て課に移管し、ほかの家庭教

育などの業務とあわせて引き続き対応していく。施行期日は令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第6 議案第15号 長岡市保育園条例施行規則の一部改正について

(金澤教育長) 日程第6 議案第15号 長岡市保育園条例施行規則の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(田辺保育課長) 議案第15号 長岡市保育園条例施行規則の一部改正について説明する。4月から公立の和島保育園と和島幼稚園が、認定こども園である「和島こども園」に移行することに伴う条例改正に合わせて、施行規則の一部改正を行うものである。主な改正内容は、「保育教諭」という職名を新たに追加すること、及び、保育を行わない日に関する文言を追加することである。現在、土曜日について、和島保育園は開園し、和島幼稚園は閉園している。今後も引き続き、こども園の幼稚園部門について土曜日は保育を行わないこととするため、その旨を追加するものである。施行期日は、令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(鷲尾委員) 「保育教諭」とは何か。長岡市独自の名称なのか。

(田辺保育課長) 長岡市独自の名称ではない。国が定める認定こども園には、4つの種類がある。この4種類の中に幼保連携型認定こども園があり、その職員は、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方が必要とされる。国は、この法律の中で両資格・免許を持っている人が幼保連携型認定こども園に配置される場合の職名を「保育教諭」とすると定めている。

(荒木委員) 和島こども園に配置される職員は、両方の資格・免許を持っていることが前提となるのか。

(田辺保育課長) この4月1日付けで配置される職員は、全員両方の資格・免許を持っている。しかし、保育所型認定こども園に分類される和島こども園については、満3歳未満の子どもの担任は保育士資格が必要とされる一方で、満3歳以上の担任については、両資格・免許の併有が望ましいがいずれかでも可となっており、今後、保育士資格だけ持っている職員が配置される可能性もある。

(荒木委員) 学校教育の中では、教諭とは免許を持っている者に使用される名称である。和島こども園の職員が、保育教諭という職名で配置されるということは、「教諭」という名称を使用しているのにも関わらず教諭免許を持っていない職員が出てくるということか。

(田辺保育課長) それはない。和島こども園に配置される職員の持っている資格・免許に応じて職名を使い分ける。つまり、保育士資格だけでなく幼稚園教諭免許も持っている職員が和島こども園に配置された場合は、両資格・免許を有しているため「保育教諭」という職名で配置する。保育士資格しか持っていない職員が配置された場合は、これまでどおり「保育士」という職名で配置する。また、こども園や幼稚園ではなく、保育園に配置される職員が両資格・免許を有していたとしても従来どおり「保育士」という職名で配置したいと考えている。

(荒木委員) つまり、職員が両資格・免許を持っていても、使う必要がある施設と、使う必要がない施設に分かれてくるということか。

(田辺保育課長) そのとおりだ。

(荒木委員) 了解した。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

(金澤教育長) 日程第7 議案第16号 長岡市立幼稚園管理運営に関する規則の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(田辺保育課長) 議案第16号 長岡市立幼稚園管理運営に関する規則の一部改正について説明する。改正理由は令和2年4月から長岡市立和島幼稚園が認定こども園に移行することに伴い文言等を改めるものである。主な改正内容は2点あり、1点目は、和島幼稚園に関する文言を削ること、2点目は、今まで和島幼稚園が5歳のみを受け入れとしていたものを与板幼稚園と同様に、3～5歳の3学年の受け入れとすることである。施行期日は令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第8 議案第17号 長岡市立へき地保育園条例施行規則の廃止について

(金澤教育長) 日程第8 議案第17号 長岡市立へき地保育園条例施行規則の廃止について を議題とする。事務局の説明を求める。

(田辺保育課長) 議案第17号 長岡市立へき地保育園条例施行規則の廃止について説明する。廃止理由は、寺泊地域の保育園統合に合わせて、現在休園中の長岡市立野積保育園を今年度末で閉園することに伴い、長岡市立へき地保育園条例を廃止することが議会で議決されたためである。施行期日は令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第9 議案第18号 長岡市立保育園延長保育事業実施要綱の一部改正について

(金澤教育長) 日程第9 議案第18号 長岡市立保育園延長保育事業実施要綱の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(田辺保育課長) 議案第18号 長岡市立保育園延長保育事業実施要綱の一部改正について説明する。改正理由は令和2年4月から長岡市立和島幼稚園が認定こども園に移行することに伴い条項の一部を改めるものである。主な改正理由は、認定こども園が新たに設置されるため、市立保育所型認定こども園という文言を加えるものである。施行期日は令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第10 議案第19号 長岡市立保育園における苦情解決体制に関する要綱の一部改正について

(金澤教育長) 日程第10 議案第19号 長岡市立保育園における苦情解決体制に関する要綱の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(田辺保育課長) 議案第19号 長岡市立保育園における苦情解決体制に関する要綱の一部改正について説明する。改正理由は、長岡市立野積保育園の閉園、及び和島保育園の認定こども園の移行に伴い、必要な文言等の修正を行うものである。改正内容は、へき地保育園の文言を削り、認定こども園の文言を加えるものである。施行期日は令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第 11 議案第 20 号 長岡市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について

(金澤教育長) 日程第 11 議案第 20 号 長岡市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(田辺保育課長) 議案第 20 号 長岡市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について説明する。当要綱は、幼稚園では通常 5 時間程度の教育時間を設けており、その教育時間の前後に園児を預かることを定めたものである。改正理由は、令和 2 年 4 月から長岡市立和島幼稚園が認定こども園に移行することに伴い、預かり保育の実施時間等に変更が生じるため、必要な文言等の修正を行うものである。主な改正内容は、今まで預かり保育の時間が、和島幼稚園が午前 8 時、和島保育園が午前 7 時 15 分であったものを今回の移行に伴い、幼稚園部門についても午前 7 時 15 分からとするものである。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第 12 議案第 21 号 長岡市教育委員会公印規則の一部改正について

(金澤教育長) 日程第 12 議案第 21 号 長岡市教育委員会公印規則の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(曾根教育総務課長) 議案第 21 号 長岡市教育委員会公印規則の一部改正について説明する。改正理由および内容は、令和 2 年 4 月から長岡市立和島幼稚園が認定こども園に移行することに伴い、市立認定こども園長の職印を追加するものである。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第13 議案第22号 長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部改正について

(金澤教育長) 日程第13 議案第22号 長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(曾根教育総務課長) 議案第22号 長岡市教育委員会の職員の職名に関する規則の一部改正について説明する。令和2年4月1日から新たに「認定こども園長」、「保育教諭」、「職長」の3つの職名を追加するものである。認定こども園長については、認定こども園の園務を掌り、所属職員を監督する職である。保育教諭については、認定こども園において園児の教育及び保育を掌る職である。職長については、学校管理員に係る新しい職名である。来年度から、学校管理員の限られた人材の中で各学校間での協力体制を構築するため、近隣校でグループを作る。ひとつのグループの単位は12～14校程度で、グループ内で忙しい時に助け合う、或いは、お互いのスキルアップを図っていく。そのグループを調整する担当として、各グループに一人「職長」を設置する。施行期日は令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(鷲尾委員) 議案第15号でも話が出たが、保育教諭について詳しい説明がほしい。

(田辺保育課長) 認定こども園の実態として、5歳児については、保育園児として通う子どもと幼稚園児として通う子どもがいる。別々の活動をするのではなく、午前中は一緒に活動をしている。保育園児として通っている子どもはお昼寝があったり、保育時間が長くなったりするが、幼稚園児として通っている子どもについては教育時間が5時間程度のため、保育園児よりも早く帰るということになる。5歳児の担任は、幼稚園児として通っている子どもと保育園児として通っている子どもの両方の担任であるため、保育教諭は園児の教育と保育の両方をするようになる。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第 14 議案第 23 号 長岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

(金澤教育長) 日程第 14 議案第 23 号 長岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(曾根教育総務課長) 議案第 23 号 長岡市教育委員会事務決裁規程の一部改正について説明する。改正理由は、令和 2 年 4 月 1 日付け組織変更及び会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行うものである。会計年度任用職員制度の導入とは、従来非正規職員について、各自治体で採用方法あるいは任期、休暇、手当等を設定していたものを令和 2 年 4 月 1 日から国の統一的な制度に則った雇用を開始するものである。改正内容は、教育長の決裁事項等を定めた別表 1 から別表 3 について、組織変更及び会計年度任用職員制度の移行に合わせた項目及び決裁責任者等に改めるものである。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(鷲尾委員) 内容が膨大なため、ポイントを絞った追加の説明をお願いしたい。

(曾根教育総務課長) 会計年度任用職員制度の移行以外の部分については、前の議案で説明のあった認定こども園の設置、或いは、子ども家庭課の組織変更に伴い文言等を変更するものである。また、会計年度任用職員制度の導入に関する部分については、当規程において、臨時職員や嘱託員と記載のあった項目を会計年度任用職員という名称に文言を切り替えるものである。

(金澤教育長) 今までの臨時職員や嘱託員といった職種が、会計年度任用職員という名称に統一されるということによいか。

(曾根教育総務課長) そのとおりだ。

(鷲尾委員) 全国共通の制度変更なのか。

(曾根教育総務課長) そのとおりだ。処遇もある程度は統一される。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第 15 議案第 24 号 長岡市教育委員会非常勤嘱託員の任用等に関する要綱及び長岡市教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する要綱の廃止について

(金澤教育長) 日程第 15 議案第 24 号 長岡市教育委員会非常勤嘱託員の任用等に関する要綱及び長岡市教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する要綱の廃止について を議題とする。事務局の説明を求める。

(曾根教育総務課長) 議案第 24 号 長岡市教育委員会非常勤嘱託員の任用等に関する要綱及び長岡市教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する要綱の廃止について説明する。廃止理由は、議案第 23 号で説明した会計年度任用職員制度の導入に伴うものである。今まで非正規職員の取り扱いは各自治体独自の運用だったため、長岡市教育委員会でも要綱を制定していた。しかし、今回全国的に会計年度任用職員制度に移行となり、条例で定めることとなったため要綱を廃止するものである。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第 16 議案第 25 号 長岡市立学校管理運営に関する規則の一部改正について

(金澤教育長) 日程第 16 議案第 25 号 長岡市立学校管理運営に関する規則の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(中山学校教育課長) 議案第 25 号 長岡市立学校管理運営に関する規則の一部改

正について説明する。改正理由は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が定められたことにより、この指針に基づき、市立学校における当該業務量の適正な管理を定めるため、及び、会計年度任用職員制度の導入のため、所要な改正を行うものである。主な改正内容は、時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限等について規定を定め、上限を1月45時間、1年360時間とし、臨時又は緊急に限度時間を超えて勤務する場合は、一定の範囲内で延長することができるとするものである。あわせて、会計年度任用職員に文言等の修正を行う。施行期日は令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(大久保委員) 時間外とあるが、教員の定時は何時から何時なのか。

(丸山学校教育課主幹兼管理指導主事) 各学校長が定めることになっており、1日7時間45分勤務である。学校によるが、おおよそ始業時刻が午前8時5分から15分の間、終業時刻が午後4時40分から50分の間となっている。

(鷲尾委員) 年間の総労働時間は何時間になるのか。また、民間企業だと繁忙期があるため年間カレンダーを労働基準監督署に届け出れば労働基準法上で1日10時間を上限として、例えば閑散期は7時間勤務、繁忙期は9時間半勤務として、繁忙期の調整をすることができる。学校の教職員にも忙しい時期とそうでない時期があるように思うので、一律で時間外を45時間とするのは難しいのではないかと感じた。民間企業のようにもう少し柔軟な考え方をしていくことは今後可能か。

(神林学校教育課主幹兼管理指導主事) 教員の変形労働時間制については、国の審議結果により、各自治体の判断で令和3年度から可能になる。これを受けて県や市で運用を決めていく。

(金澤教育長) 教員は県職のため、県が教員の変形労働時間制に係る条例を制定することになる。市では、令和3年4月施行予定で制定される県の条例を受けて令和3年度以降の運用をどうするか決めることになる。これにより、1年単位での変形労働時間制が認められることになる。

(丸山学校教育主幹兼管理指導主事) 昨年の12月に改正教職員給与特別措置法が成立し、内容は大きく2点ある。1点目が今回の規則改正にもある時間外勤務の上

限規定、2点目が来年度1年かけて計画が進んでいる変形労働時間制の導入で、夏休みなどの長期休業期間中の業務を削減し繁忙期の勤務時間を長くすることで1年間のバランスを取るというものである。また、こちらが把握している限りでは年間総労働時間についての定めはない。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第17 議案第26号 長岡市立中学校部活動指導員の任用等に関する要綱の一部改正について

(金澤教育長) 日程第17 議案第26号 長岡市立中学校部活動指導員の任用等に関する要綱の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(中山学校教育課長) 議案第26号 長岡市立中学校部活動指導員の任用等に関する要綱の一部改正について説明する。改正理由は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、地方公務員法の改正及び長岡市非常勤嘱託員の任用に関する要綱の廃止に伴い、所要の改正を行うものである。改正内容は、条文中で非常勤嘱託員となっているものを会計年度任用職員に文言等を修正するものである。施行期日は令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第18 議案第27号 長岡市家庭児童相談員設置要綱の一部改正について

(金澤教育長) 日程第18 議案第27号 長岡市家庭児童相談員設置要綱の一部改

正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(田中子ども家庭課長) 議案第 27 号 長岡市家庭児童相談員設置要綱の一部改正について説明する。改正理由は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、必要な文言等の修正を行うものである。改正内容は、これまで嘱託員としていた相談員を会計年度任用職員として任用することになるため、「委嘱」を「任用」に改める。あわせて、定数を現在の実数に合わせて 4 人以内に改める。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第 19 議案第 28 号 長岡市保育料等嘱託徴収員設置要綱の一部改正について

(金澤教育長) 日程第 19 議案第 28 号 長岡市保育料等嘱託徴収員設置要綱の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(田辺保育課長) 議案第 28 号 長岡市保育料等嘱託徴収員設置要綱の一部改正について説明する。改正理由は、会計年度任用職員制度の導入及びへき地保育園の廃園に伴い、所要の改正を行うものである。改正内容は、これまで保育料を滞納しているお宅に伺い徴収する職員を嘱託徴収員としていたが、会計年度任用職員制度の導入により、「嘱託」という文言の使用が職務上適正でなくなったため、徴収員に名称を改めるものである。このことに伴い、所要の箇所についても文言を修正する。また、へき地保育所廃園により使用料の徴収がなくなったため、「保育料等」としていたものを「保育料」に修正する。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第 20 議案第 29 号 長岡市地域資料館条例施行規則の一部改正について

(金澤教育長) 日程第 20 議案第 29 号 長岡市地域資料館条例施行規則の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(佐藤科学博物館長補佐) 議案第 29 号 長岡市地域資料館条例施行規則の一部改正について説明する。改正理由は、長岡市三島郷土資料館について、近年の入館者の利用実績等を踏まえ開館時間を変更することとし、規則を改正するものである。改正内容は、三島郷土資料館の開館時間を 30 分短縮し、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとするものである。三島郷土資料館はみしま会館内にあり、職員が 2 つの施設の業務を兼務していることから、このたびの会計年度任用職員制度導入を契機に開館時間の見直しを行い、夕方の 30 分は利用客がそれほど多くないため短縮するという判断をした。なお、ほかの施設については、開館時間の短縮はしない。施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日である。

(金澤教育長) 三島郷土資料館の職員は、みしま会館の開館とともに勤務するということか。

(佐藤科学博物館長補佐) そのとおりだ。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第 21 議案第 30 号 長岡市平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法等の施行に関する規則の廃止について

(金澤教育長) 日程第 21 議案第 30 号 長岡市平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法等の施行に関する規則の廃止について を議題とする。事務局の説明を求める。

(田辺保育課長) 議案第30号 長岡市平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法等の施行に関する規則の廃止について説明する。子ども手当は、児童手当の前身であり平成23年度に手当の支給が行われたものだが、修正申告などにより、追加交付或いは返還の必要があるため、引き続きこの規則を置いていた。しかしここ数年、追加交付或いは返還の実績がなかったため、規則を廃止するものである。施行期日は、令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第22 議案第31号 長岡市教育委員会職員駐車場利用規程の制定について

(金澤教育長) 日程第22 議案第31号 長岡市教育委員会職員駐車場利用規程の制定について を議題とする。事務局の説明を求める。

(曾根教育総務課長) 議案第31号 長岡市教育委員会職員駐車場利用規程の制定について説明する。制定理由は、現在長岡市では、今まで職員から駐車場料金を徴収していなかった施設の有料化が順次進められており、4月から教育委員会の所管する施設についても駐車場料金を徴収するために規程を制定するものである。料金は月額3千円とし、既に駐車場料金を徴収している施設と同額とする。主な対象場所は、教育センター、中央図書館、寺泊水族博物館、双葉寮、柿が丘学園などである。施行期日は、駐車場料金の有料化に伴う準備行為を行う必要があるため、3月23日付けで施行する。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(鷲尾委員) 今説明のあった施設の職員が、仕事で通勤する際に利用する駐車場の料金が有料になるということか。

(曾根教育総務課長) そのとおりである。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第23 議案第32号 長岡市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について

(金澤教育長) 日程第23 議案第32号 長岡市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について を議題とする。事務局の説明を求める。

(中山学校教育課長) 議案第32号 長岡市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について説明する。この要綱は、社会教育法の改正により、従来の教育支援活動において、地域住民等と学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」などを、新たに「地域学校協働活動推進員」として委嘱することにより、地域と学校の連携・協働をより一層進めることを目的に、推進員の設置に係る必要事項を定めるものである。希望するコミュニティ推進組織等につき1人以上の推進員を配置する。また活動内容は、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えることを目指し、調整や協力者の確保などを行う。無報酬で、任期は1年である。施行期日は、令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(大久保委員) 推進員の人材確保の方法はどのように考えているのか。

(中山学校教育課長) 今、市内に開設している放課後子ども教室の活動等に熱心な地区を回り、推進員を確保している。また、支所地域の状況の確認をしている。今後も順次、この推進員の主旨を説明するとともに、各地域の状況を確認しながら進めていきたいと考えている。

(鷲尾委員) 要綱に定められたものではなく、各学校に任命や運用を任せられたもので、地域で学校を支えることを目的とする役職はあるか。

(高橋学校教育課主幹兼管理指導主事) 市内一律のものはない。

(金澤教育長) 後援会の有無など組織的なものは各学校で異なるが、評議員など公のものは要綱等で定められ、市内一律となっている。今回の推進員は後者にあたる。

(青柳委員) 地域ごとに希望が出た場合、その地域から推薦されるのか、違うところから推薦されるのか。

(中山学校教育課長) 今現在、コミュニティ推進組織単位で推薦をもらうことを考えている。

(青柳委員) コミュニティ推進組織内で見つからなかった場合はどうするのか。例えば広範囲にわたる地区では、学校区域の境目だと、自分の所属する地区内の学校よりも地区外の学校の方が近い場合もある。

(兒玉学校教育課企画推進係主査兼指導主事) 実際に今回、地区外の人が推薦されているところもあり、地区内外は問わない。

(金澤教育長) いくつの地区で来年度配置する予定なのか。

(兒玉学校教育課企画推進係主査兼指導主事) 20 地区である。

(金澤教育長) 意見・要望だが、見通しとして 20 地区に配置するのはいいが、コミュニティスクールと密接な関係が出てくるため、来年度の早い段階で地域と学校との連携の青写真を示してもらい、運用について説明してもらいたい。

これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第 24 議案第 33 号 長岡市産前産後家庭生活応援事業実施要綱の一部改正について

(金澤教育長) 日程第 24 議案第 33 号 長岡市産前産後家庭生活応援事業実施要綱の一部改正について を議題とする。事務局の説明を求める。

(田中子ども家庭課長) 議案第 33 号 長岡市産前産後家庭生活応援事業実施要綱の一部改正について説明する。改正理由は、出産前後の妊産婦の家庭生活を支援するサービスを在宅に限らず拡充するためである。施行期日は、令和 2 年 4 月 1 日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議な

いか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第 25 議案第 34 号 附属機関委員の委嘱について

(金澤教育長) 日程第 25 議案第 34 号 附属機関委員の委嘱について を議題とする。事務局の説明を求める。

(曾根教育総務課長) 議案第 34 号 附属機関委員の委嘱について説明する。長岡市文化財保護審議会委員及び長岡市水族博物館協議会委員の任期が令和 2 年 3 月 31 日で満了するため、新しい委員を委嘱するもので、いずれも委嘱期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間である。委員は、学識経験者、団体推薦者及び市民代表で、長岡市文化財保護審議会委員については、再任 5 名、新任 5 名の計 10 名、長岡市水族博物館協議会委員については、再任 8 名である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) 附属機関委員について、女性登用率の目標値が示されているが、その点はどうか。

(佐藤科学博物館長補佐) 女性登用率について、長岡市文化財保護審議会委員が 30 パーセント、長岡市水族博物館協議会委員が 12.5 パーセントであり、目標値を達成していない。長岡市水族博物館協議会委員については定員が 10 名のため、残り 2 名について、これから団体の推薦を受けて決定する。積極的な女性の登用を考えている。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第 26 議案第 35 号 事務の委任について

(金澤教育長) 日程第 26 議案第 35 号 事務の委任について を議題とする。事

事務局の説明を求める。

(田辺保育課長) 議案第 35 号 事務の委任について説明する。事務の委任についてだが、今回、長岡市立へき地保育園条例を廃止することに伴い、市長からの事務委任を解除するものである。事務の補助執行についても、同条例の廃止によるものである。実施年月日はいずれも令和 2 年 4 月 1 日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

◇日程第 27 議案第 36 号 補正予算の要求について

(金澤教育長) 日程第 27 議案 36 号 補正予算の要求について を議題とする。
事務局の説明を求める。

(遠藤教育施設課長) 議案36号 補正予算の要求について説明する。最初に、教育施設課の補正予算の要求のうち、令和元年度国補正予算分を説明する。国の補正予算に伴い、大規模改造工事業を前倒しするもの、及びタブレット端末の整備にあたり校内の通信ネットワークの整備事業を実施するものである。歳出は、教育費の小中学校費が、四郎丸小学校の大規模改造工事の空調分、及び四郎丸小学校を除く全学校の LAN 工事54校分、中学校費が、西中学校の大規模改造工事の空調分と全中学校の LAN 工事27校分、総合支援学校費が、総合支援学校と高等総合支援学校の LAN 工事である。総じて 9 億5,025 万 1 千円である。歳入は、歳出に係る国からの補助金と市債の受け入れで、9 億4,990 万 3 千円である。続いて令和 2 年度国補正予算分を説明する。これは、令和元年度補正予算に伴うもので、令和 2 年度で予定していた小学校と中学校の空調工事を令和元年度に前倒しすることになったため、歳入・歳出ともに減額補正するものである。

(笠井学務課長) 続いて学務課の補正予算の要求については、新型コロナ対策分で

ある。歳出が、新型コロナウイルスによる学校休校に伴い、各学校で徴収済であった3月分の学校給食費を保護者に全額返金するため、納入キャンセルできなかった食材代を市費で負担するもので、136万8千円である。歳入は、歳出について、補助率4分の3で国から県学校給食会を通じて補助される制度を利用し受け入れるもので、102万3千円である。

(田辺保育課長) 続いて保育課の補正予算の要求についても、新型コロナ対策分である。新型コロナウイルス対策用品の購入について国が全額補助するという補助制度を利用するものである。歳出が、各公立園で使用する体温計78本を購入するものである。また、アルコール消毒液購入分は、品薄のため年度内の事業完了が見込めないため繰り越しをする。歳入は、歳出の内容について国から補助金を受け入れるものである。歳入・歳出同額で、1,573万2千円である。

(斎藤青少年育成課長) 最後に青少年育成課の補正予算の要求についても、新型コロナ対策分である。学校休校に伴い、3月2日から春休みの前日までの期間の平日に、児童クラブを午前中から開設するための経費である。歳出が、直営の児童クラブ分の臨時職員賃金、消毒アルコールの一括購入に係る医薬材料費、委託して運営をしている児童クラブ分の委託料、児童クラブに対する運営費の補助金になる。歳入は、歳出の内容について国から補助金を受け入れるものである。歳入・歳出同額で、2,289万8千円である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(鷲尾委員) コロナ対策分について、給食に係るものだけ、なぜ補助率が4分の3なのか。

(笠井学務課長) 補助率については国が決定しているためわからない。

(金澤教育長) これより採決に移る。本件は、原案のとおり決定することに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

(金澤教育長) 異議なしと認める。よって、本件は原案のとおり決定した。

(金澤教育長) 以上をもって、本日の議案の審議は終了する。

(金澤教育長) 次に、協議報告事項に移る。最初に、3月議会における教育委員会関係の質問事項について事務局の説明を求める。

(波多子ども未来部長) 3月議会における教育委員会関係の質問事項の一般質問について説明する。加藤尚登議員から令和2年度当初予算のうち、暮らしの安全と安心の確保について2点質問があった。まず、子ども食堂を活用した住民自治の活性化と全市展開の市の取組についての質問は、子ども食堂への助成をはじめ、情報提供や相談対応のほか、関係団体のつなぎ役として情報交換会を開催するなど、子ども食堂の立ち上げや運営を引き続き支援し、全市的な展開につなげたいと答弁した。次に、私立保育園協会と私立幼稚園協会が、市に対して行った事業要望について令和2年度予算案で新規に反映できた項目があるか、という質問に対しては、保育士が本来の保育業務に専念できるよう管理員業務や給食配膳などの保育周辺業務を行う職員の人件費助成を新規事業として予算に計上したと答弁した。

(小池教育部長) 続いて、「新しい米百俵」による人材育成と未来への投資については、2点質問があった。まず、学校司書の配置状況の推移と今後の方向性について質問があった。学校司書を平成30年度から9名配置し、学校図書館の環境整備や蔵書管理、読書活動の支援が着実に進み、今後も司書の資質向上に努めると答弁した。次に、英語教育の推進とともに、国語教育もこれまでどおり推進すべきと考えるが、市の考えはどうか、と質問があった。これに対しては、本年4月から小学校5、6年生の外国語授業をはじめ、英語教育の推進が本格化するが、学習指導要領では、言語能力が学習の基盤となる資質・能力であり、要となる国語は従来通りの授業時数が確保されている。今後は授業改善を図りながら、より一層の国語教育推進に努めると答弁した。続いて、大英博物館への縄文土器貸出し延長などによる縄文文化の発信について、これまでの経緯と取組、その効果、今後の展開について質問があった。平成28年10月から大英博物館で長岡の火焰型土器等4点の常設展示を開始、令和元年10月に貸出しをさらに3年間延長し、来年度には、世界遺産ストーンヘンジ等にも長岡の火焰型土器を貸出し、展示する予定で、どちらも世界中から多くの観光客が訪れる場所であることから、長岡の縄文文化を世界に向けて

発信していきたいと答弁した。

(波多子ども未来部長) 続いて、笠井則雄議員から令和2年度当初予算編成における貧困家庭の学習支援について2点質問があった。まず、「子どもの学力アップ応援事業補助金」の令和元年度の実績と予算対応について質問があった。当初、補助金の交付対象者は60人を見込んでいたが、123人の申請があり、その中で基準を満たした子どもは78人だった。当初の見込みを上回った分についても、予算を確保し、対象者全員に補助金の交付を決定したと答弁した。次に、上限額の拡大について質問があった。令和2年度の予算については、上限額を今年度と同様とし、対象者数については今年度の実績と事業の認知度を踏まえ90人に拡大し予算計上したと答弁した。

(小池教育部長) 続いて、桑原望議員から市立中学校の校則について4点質問があった。はじめに、校則の定義の市の認識について質問があった。校則は、生徒の自主性や民主的な考え方、集団としての規範意識などを育てる重要な教育題材の1つと捉え、生徒自らが校則について考えることは、物事を主体的に判断・決定しようとする意識を醸成する大切な機会であると答弁した。次に、現行の校則の内容は、社会情勢や一般常識に合っていないものもあると考えるが、市の考えはどうか、という質問があった。校則は、各校の歴史や伝統、地域性や時代背景の上に制定・改定されてきた経緯があり、当時は一定の意義があったが、近年は価値観の多様化や個性の尊重など、社会や学校、生徒を取り巻く環境は変化していることから、見直しを進めていく必要性は認識していると答弁した。次に、校則の改正においては、生徒や保護者の協力・参加が必要であると考えますが、現状と市の考えはどうか、という質問があった。改正にあたっては、生徒自らが校則に対する課題意識を持つことが大切であり、実際に生徒の意識が変わった学校がある一方で、生徒や保護者の参加による検討の場が明確でなく、学校主導で見直していると思われる学校もある。生徒が課題を主体的に捉え議論することは、学校に求められる姿であるため、生徒や保護者の参加による校則の見直しが進むよう、各校に働きかけると答弁した。最後に、校則については、絶えず見直しをしていく必要があると考えるが、現状と市の考えはどうか、という質問があった。毎年校則の見直しを行っている中学校は27校中15校で、その半数は生徒主体で行っている。生徒自らが当事者意識を持ち、

校則について考える場を設ける中で、社会情勢や時代にマッチした校則となる見直しが進むよう各校に働きかけていくと答弁した。

(波多子ども未来部長) 続いて、藤井達徳議員から令和2年度当初予算と主な政策のうち、多胎児家庭への支援について2点質問があった。まず、これまでの主な取組と拡充内容について質問があった。「ままりラ」で「双子の集い」を毎月開催し、親子の交流の場の提供や、母子保健推進員が自宅に訪問し、家事や育児を補助する「産前産後寄り添い支援訪問」を実施した。新年度は、「ままナビ」「ままのまカフェ」でも、多胎児親子に限定した講座や交流会を設け、これまで1歳までとしていた「産前産後寄り添い支援訪問」を、多胎児家庭については、3歳まで引き上げると答弁した。次に、国の多胎児に特化した新規補助事業を活用し、さらに支援を進めてはと考えるが市の見解はどうか質問があった。令和2年度の本市の新規事業は、既存の補助金で対応できる内容となっているが、引き続き、多胎児家庭のニーズを把握し、必要に応じて、国の新たな補助金を活用した、事業の拡充を検討していくと答弁した。続いて、児童虐待防止の推進について4点質問があった。はじめに、市における児童虐待対応件数及び内容について質問があった。相談対応件数は、平成28年度92件、平成29年度89件、平成30年度126件であり、平成30年度の主な虐待の内容は、身体的虐待40%、心理的虐待37%、育児放棄23%であると答弁した。次に、国の要保護児童等に関する情報共有システムの概要と市の対応について質問があった。各自治体や児童相談所が共通のシステムを使用することで、それぞれが保有する児童に関する記録を常時、相互に閲覧することが可能となり、日常的に迅速な情報共有をすることができる。国のシステムは開発中であり、詳細を確認し県の動向も注視しながら、導入について検討していくと答弁した。次に、子ども家庭総合支援拠点の相談体制や役割・機能、設置場所、開設時期及び、子ども家庭総合支援拠点という新たな機能を生かして市としての今後の虐待防止に向けて、どう取り組んでいくのか質問があった。市の児童虐待対応を担っている「子ども家庭センター」に保健師や心理士などの専門職を新たに配置し「子ども家庭総合支援拠点」として整備し、令和2年4月に開設する。当拠点では、子どもとその家庭を対象に、実情の把握、専門的な相談対応や調査、訪問等による継続的な支援を行い、必要なサービスにつなぐなど、総合調整の機能を担う。今後は、「長岡版ネウボラ」

と一体的に市民に寄り添った切れ目のない支援を行い、虐待防止に向けてしっかりと取り組んでいきたいと答弁した。

(小池教育部長) 続いて、教育環境の整備(GIGAスクール構想)について6点質問があった。はじめに、児童生徒の学習者用パソコンについて、現在の国と本市の整備状況について質問があった。学習者用コンピュータの整備状況は、国は児童生徒6.6人に1台、長岡市は7.8人に1台と答弁した。次に、児童生徒1人1台の実現に向けた市の今後の整備方針と具体的な整備計画及び新年度当初予算の対応について質問があった。国は、児童生徒1人1台の端末の整備を目指す自治体に対し補助制度を創設し、市としては、この制度を最大限に活用し、令和5年度までに、児童生徒1人1台の配備を実現していきたい。なお、令和2年度の当初予算では、約7割の学校に3人に1台分を配備するための経費を計上した、と答弁した。次に、ICTを活用して、長岡市としてどのような教育を目指そうとしているのか質問があった。Society5.0の時代には創造力豊かな人材を育成する教育が重要であり、ICTを効果的に活用することで、子ども自身が様々な情報を収集しながら、新たな価値の創造に挑んでいくことができる力を育成し、子どもが主体的に学ぶ授業を目指す、と答弁した。次に、総合支援学校や通級指導教室に通う児童生徒、外国籍の児童生徒など、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒への優先的な配備が必要と考えるが、市の考えはどうか、という質問があった。特別な支援や配慮を必要とする児童生徒には、タブレット端末を活用し、学習効果が高められるよう優先的に配備することが必要と認識しており、国も優先的な配備を考えていることから、十分留意して配備できるよう努めると答弁した。次に、今後の学校の通信ネットワークの整備について質問があった。児童生徒が同時に1人1台のタブレットを円滑に利用するには、高速大容量の通信ネットワークの整備が不可欠であり、国も自治体の整備に対する補助制度を創設した。市としては、この機会を逃さず、国の制度を活用して整備を進めていきたい、と答弁した。最後に、ICTを有効活用できる教員の養成や研修・指導体制の充実、外部人材の確保など、指導体制の整備や拡充について市の考えはどうか、という質問には、市教育センターでは、研修講座の開設や研究協力員を活用とした指導方法の蓄積と共有を図り、教員のICT活用能力向上を図っている。また、ICT活用アドバイザー17名が、各学校を定期的に訪問し

て、教員への適切な支援を行っている。今後も、これらの取組を継続していくとともに、アドバイザーについては、より有効な派遣となるよう努めると答弁した。

続いて、松野憲一郎議員から、学校教育における児童生徒への食品ロス削減の取組について質問があった。食育の一環として日常的な意識啓発を行ったり、家庭科、社会科、道徳科等で様々な観点から学ぶ機会を設けている。また、学校独自の特色的な学習活動を行っている学校もあり、今後も児童生徒の意識が高まるよう、様々な場面で取組を行っていくと答弁した。

(波多子ども未来部長) 続いて、荒木法子議員から、アンケートから見えた子育て世代のニーズのうち、産前産後サポートについて2点質問があった。まず、「ままりら」「ままナビ」の施設数はニーズに対して足りているのか、また、妊婦への情報提供と交流の場をもっと増やしてほしいが、市の考えはどうか、という質問があった。施設数は、概ね対応できているものと考えているが、人気のある講座などは、希望に添えない場合もあるため、今後は、講座の内容や回数について検討していく。また、母子健康手帳発行時や母子保健推進員による「すこやか妊婦訪問」、市政だよりやHP、子育てアプリ等で周知し、「子育ての駅」や「ままナビ」「パパママサークル」等で交流会を実施している。今後は、十分な活用が図られるよう、情報提供のやり方について研究していくと答弁した。次に、産前産後家庭生活応援事業の利便性を高めるべきと考えるが、市の見解はどうか、という質問があった。令和2年度は、これまで自宅内でのサービス利用に限られていたものを、妊産婦からの要望が多い自宅外での家事や育児のサービスについて助成を拡大し、今後も産前産後の家庭生活のサポートについて、さらなる充実に努めていくと答弁した。次に、保育需要への対応について3点質問があった。まず、潜在的な待機児童の把握と対応について、母子健康手帳による情報把握を行い、途中入園でも受け入れができる体制が必要と考えるが、市の見解はどうか、という質問があった。議員からの提案を含めてタイムリーな情報の把握方法について検討し、途中入園の受け入れが可能な体制づくりに努めていきたいと答弁した。次に、病児保育の拡充について市の見解はどうか、という質問があった。病気が急性期の間は、できれば保護者が家庭で看病し、会社を休むことができるように企業の理解をお願いしたい。現段階では新たな病児保育の増設は考えていないと答弁した。次に、企業の集積地など保育需要が

伸びそうな地域において、企業が共同して企業主導型保育事業を促進してはどうかと考えるが、市の見解はどうか、と質問があった。今後も、保育需要の伸びる地域の保育施設の整備について、企業や保護者、保育園・幼稚園関係団体と協議しながら、市の保育需要にしっかりと対応していきたいと答弁した。最後に、子育て環境の整備において、男性トイレにおけるベビーキープ等の設置や案内掲示の現状と今後の方針について質問があった。市が所管する「子育ての駅」「さいわいプラザ」「アオーレ長岡」には、既に設置しており、子育て親子が使いやすいように現在整備中の施設も含め、ベビーキープ等を設置するとともに、わかりやすい案内表示に努めると答弁した。

(小池教育部長) 続いて、田中茂樹議員から、子どもの安全に関する教育と対策をさらに実効性のあるものにしていくべきだと考えるが、市の取組の現状と今後の方向性について質問があった。一昨年、昨年と他市で発生した児童に対する痛ましい事件を受け、今年度多くの小学校で防犯を目的とした避難訓練を行った。また、小学校では、毎年通学路の安全点検を保護者や地域住民と一緒にいき、安全マップを作成する活動も行っている。さらに、昨年5月に教育長メッセージを全保護者に配付し、子どもの安全・安心の確保について協力をお願いしたところである。防犯指導においては、実際の場面を想定した体験的な学びが有効であるため、効果的な取組を周知し、市内の学校に広めていきたいと答弁した。

(金澤教育長) 続いて、文教福祉委員会の質問について事務局の説明を求める。

(波多子ども未来部長) 豊田朗委員から産後ケア事業と子育て短期支援事業について4点質問があった。まず、平成30年度の児童虐待の相談対応状況(件数、内容、年齢、虐待者)について質問があり、相談対応件数は126件で、うち身体的虐待が51件、心理的虐待が46件、ネグレクトが29件。年齢は、小学生が47件、3歳から就学前が40件、0歳から3歳未満が21件、中学生が14件、高校生・その他が4件。虐待者は、母親が75件、父親が50件、その他が1件と答弁した。次に、産後ケア事業の利用数と出生数に対する割合について質問があり、「ままりら」が平成29年度が1,419人(12.5%)で、30年度が1,625人(19.9%)、「ままナビ」が平成29年度が586人(4.9%)で、30年度が562人(4.1%)と答弁した。次に、子育て短期支援事業未実施の背景と今後の方向性について質問があり、民間委託を

含め保育士などの専門職の確保が難しいため行っていないが今後は事業実施に努めると答弁した。最後に、官民連携で、民間施設（旅館・ホテル）を利用した取組の提案について質問があり、来年度から取組む「宿泊型産後ケア」や、「産後デイケアルームままりラ」のイブニング枠の利用状況を見ながら研究していくと答弁した。

(小池教育部長) 続いて、関充夫委員から、新型コロナウイルス感染症への対応について6点質問があった。はじめに、今回の対応の決定における教育委員会の考え方について質問があった。第一に、児童生徒の健康と安全確保、そして学校をクラスターにしないことを考え、2月14日に都内で市中感染が疑われる事例が発生しフェイズが変わった。また、2月25日の国の専門家会議を受けての基本方針、2月27日の首相による休校要請を受け、感染予防・感染拡大防止の観点を重視し、1日も早い対応が必要と判断し、3月2日から休校としたと答弁した。次に、学校休校に伴う給食費の対応状況について質問があった。既に各学校で保護者から徴収済である3月分給食費は、返金や次年度に繰り越すことで進めている。なお、納入キャンセルができなかった一部の食材代については、国が新設した保護者の負担軽減を目的とした緊急対応策を活用して、3月分給食費全額を保護者に返金するよう検討を行っているとして答弁した。次に、急に開設することになった放課後児童クラブの職員配置と職員手当等の対応について質問があった。2月27日夜に厚生労働省からの要請を受け、学校が休校となる3月2日の朝から児童クラブを開設するため、2月28日に各児童クラブに職員のシフト調整を依頼した。調整がつかない児童クラブ17か所には、学校介助員を計42人派遣して体制を整え運営を開始した。国は、2月28日に今回の臨時開設に伴う費用に対する財政措置を国庫負担割合10/10として補助する旨を示し、この財源措置を必要に応じて活用し適切に対応していくと答弁した。次に、修学旅行について、中止に伴う対応状況や2月実施の学校に対するマスク等の提供の有無、キャンセル料の補填に対する考えについて質問があった。対応状況については、2～4月に実施を予定していた27校のうち、3月に予定していた18校に2月26日に実施延期の通知を行い、保護者宛の文書を学校を通じて配布した。また、2月実施の学校については、マスクやアルコール等の準備が十分あったことから、特段の対応は行っていない。延期に伴うキャンセル料は、各校に

より異なるが0~24,000円であり、時期の変更に伴う追加料金が発生することがある。保障に関して国が実態把握のための調査を行っており、今後の動向を注視しながら検討すると答弁した。次に、学校休校に伴う学習保障の取組について質問があった。長岡市教育委員会では、各学校に履修状況の確認と適切な家庭学習を課すことを指示し、各学校では、学習指導要領に照らし合わせて課題を出し、家庭連絡の中で実施状況を把握するとともに、年度初めに個別指導や補充学習を行うなど、適切な指導を行うと答弁した。最後に、学校再開についての目途や、小学校の卒業式の対応、学校現場との連携について質問があった。4月の始業式前日まで休業という再開の方針は変わらず、現在は、再開のための対応やどう補填していくかということに注力している。また、小学校の卒業式は中学校と同様の対応とした。学校現場との連携については、休業とする前の2月27日に、学校において必要な対応の洗い出しを実施し、校長の意見を聞いたうえで現場の困りごとを確認し、休業後も学校と連絡を取りながら、その都度必要な対応を行っているとの答弁があった。続いて、古川原直人委員から、寺泊水族博物館について、これまでに行った整備の内容、職員配置、改築に関する水族博物館協議会での協議内容について質問があった。整備については、平成25年度に行った点検・調査の結果に基づき、平成26年度から計画的に改修工事を行っており、来館者の利便性を向上するため、トイレの洋式化工事等も進めている。職員配置は、正規職員4人、嘱託職員3人、臨時職員5人の計12人である。改築については、寺泊港や海浜地の利活用計画の進捗状況等の事情から、協議会での具体的な議論には至っていないが、政策企画課や寺泊支所も参加するなかで、水族博物館の今後のあり方について協議を続けており、今後も関係機関と連携し、地域全体の動向を見ながら協議会での協議を続けていくとの答弁があった。続いて、新型コロナウイルス対策に伴う長期休校の影響について3点質問があった。まず、給食食材納入業者等への経営上の影響について市の認識はどうか、と質問があった。食材納入業者への影響を把握するため、3月9日に全ての食材納入業者にアンケートを行い、経営に大きな影響を与えているものと認識していると答弁した。次に、支援策説明会の実施の考え方について質問があった。国が、多くが一堂に会する場面を避ける行動を、としている中で、支援策説明会を現時点で開催することは難しいが、全ての納入業者の連絡先を把握しているため、支援策の情報があつた

ら、迅速に情報をお知らせしていきたいと答弁した。最後に、4月以降も休校が実施された場合の対策についての質問には、商工部と連携しながら、できることを個別に考えていくと答弁した。続いて、桑原望委員からも同じく新型コロナウイルス対策に伴う長期休校の影響について4点質問があった。まず、休校中の子どもの居場所についての市の考え方の質問があった。長岡市教育委員会では、2月28日に臨時休校の対応について、不要不急の外出を控えることや小学校1、2年生の預かり等について各学校に周知した。文科省は3月9日の通知で、児童生徒の健康維持のために、屋外での適度な運動や散歩を妨げるものでないとの見解を示した。長岡市教育委員会では、これを受け、3月16日以降の登校可能日の設定と合わせて、屋外での過ごし方についても学校を通じて家庭へ伝達した。今後も必要な情報を各学校へ通知し、児童生徒の健康な生活を支援していくと答弁した。次に、文科省Q&Aにおける屋内体育館の開放について、実施している学校の有無、及び、ドアの開放、換気、消毒の対応を行えば十分体育館での活動も可能であると思うが、市の考えはどうか、という質問があった。体育館を開放している学校は承知していなく、子ども達が同じところで活動することは、感染拡大防止のための休校の趣旨を考えると、現状では難しいと思われる。今後は、健康管理対策の面にも十分配慮しつつ、どのような対応ができるか検討すると答弁した。次に、休校に伴う各学校ホームページの活用と情報発信の状況について質問があった。全ての保護者に伝達する内容は、文書配付等、直接つながる手段を使用しており、ホームページは補完的な役割と考えている。ホームページでは、家庭訪問や電話連絡の予定、学校の様子、学習や運動を支援するサイトの照会などを発信している。今後は、コロナ対応の特設コーナーを設置するなどわかりやすいページづくりに努めると答弁した。次に、各学校ホームページの構成内容の現状と改善策について質問があった。4年前に入れ替えたシステムにより、ホームページの作成が容易になったため、定型のレイアウトでスタートし、職員の負担も軽減した。しかし、更新状況は学校により差があり、必要な情報が見つけづらいという課題もあるため、分かりやすい表示や見やすい構成等について研修を進めると答弁した。

(波多子ども未来部長) 続いて、関正史委員から、公立・私立保育園における新型コロナウイルスへの対応について質問があった。公立園では、園児について手洗い

の励行・検温など体調管理に配慮し、室内換気やおもちゃの消毒など念入りに行っており、職員の体調管理にも気を配っている。保護者には、子どもの体調が悪い時は登園を控えるようお願いしている。私立園には、公立園の対応方法などを情報提供している、と答弁した。続いて、公立保育園の民営化・統合等の今後の方向性やスケジュール、各地域の状況について質問があった。来年度4月から黒条・宮内保育園をスムーズに民営化に移行するため引継ぎ保育など丁寧に行っている。今後、園児数や地域の状況を踏まえて検討していく。寺泊の状況は、来年度4月から野積、本山、白岩保育園が私立寺泊保育園に統合となる。和島の状況は、和島保育園と和島幼稚園が、元々棟続きの一体の建物であり、保護者の就労状況に応じて適切に入園できるよう、運営形態を認定こども園とすることとした。中之島、与板の状況は、中条保育園や与板幼稚園が年々園児が減少している状況であり、今後の園の在り方を保護者と地域の方との意見交換を交えながら検討していく。川口地域の保育園の民営化は長岡の法人を中心に考えている。保育園協会等と連携し検討していくと答弁した。次に、他市の法人を民営化募集に含めることへの考え方について質問があった。黒条・宮内保育園は、長岡市内で運営している法人に限定したが、情報収集して検討していく。また、今後については、市の全体像を示して民営化を考えていきたいと答弁した。

(小池教育部長) 続いて、関貴志委員から子どもの自己肯定感について3点質問があった。まず、自己肯定感の市の認識について質問があった。自己肯定感は、自分自身の良さ、弱さ、苦手さを含め、ありのままを受け止めることができる心や力、また、自分は大切な存在であると思える気持ちなどであり、将来をたくましく生き、一人ひとりの幸せを創り出していく上で重要なものと考えていると答弁した。次に、子どもの自己肯定感形成とその過程における大人の役割についての市の考えはどうか質問があった。生まれてから一番身近な存在である親の愛情や親の関わりによって生まれ、成長とともに、様々な人との関わりや多様な経験の積み上げで、より大きく育つものと考えている。子どもの自己肯定感形成において、大人の関わりは大きな意味があると考えている。具体的には、大人が子供の自己肯定感の大切さを理解して子どもに関わること、大人も自己肯定感を含めて豊かな人間性をもって関わるのが大事であると答弁した。次に、大人の自己肯定感形成に対する市の見解

と、大人（教職員等）の自己肯定感を高める手段について質問があった。大人についても、子どもと大きく変わることはないと考えているが、年齢を重ねるにつれ、より多くの人と関わり、多様な経験を積んでいく中で形成されるものとする。その経験の中には、自らを見つめ直したり、生き方を振り返ったりする経験もあると考えられる。教職員で言えば、自らの指導や子どもとの関わりの中で考えること、あるいは、授業が成功した、指導した子どもが伸びていったなどの成功体験から、自己肯定感が高まることもあると考えると答弁した。続いて、新型コロナウイルス感染症対策について3つ質問があった。まず、校庭の開放について市の考えはどうか質問があった。文科省のQ&Aの考え方については、学校に周知しており、子どもの健康維持の観点から平易な運動を実施することは有益であり、保護者同伴で責任をもって使ってもらえれば、グラウンドが使用できる学校もあると答弁した。次に、外遊びや公園利用についての保護者への通知の有無について質問があった。長岡市教育委員会から直接の通知は行っていないが、学校を通じて教育委員会の考えが伝わるよう対応していきたいと答弁した。次に、今後の見通しと保護者からの相談窓口の必要性について質問があった。これまでも、対応の方向が決まり次第きちんと通知をしており、4月以降の予定についても同様に対応する。相談窓口は、子どもや保護者にとって一番身近な学校が基本であり、望ましいと考えている。保護者にはお便り等を通じて、しっかり周知する。長岡市教育委員会の判断が必要なものは、学校から速やかに報告してもらい適切に対応すると答弁した。

(波多子ども未来部長) 続いて、池田明弘副委員長から保育の質の向上について5点質問があった。まず、保育士の処遇改善の取組については、処遇改善加算は2種類あり、対象者が決まっている加算について市の監査で確認している。経験年数が8年未満の保育士の割合は、平成27年度公立保育園33.8%、私立保育園48.6%、令和元年度公立26.8%、私立40.2%と答弁した。次に、キャリアアップ研修の取組について質問があり、実施主体は県であり、保育園協会と意見交換を行い改善要望があれば、県に伝えていくと答弁した。次に、市の保育需要に対する受け皿の状況について質問があり、昨年4月、10月は待機児童が発生しており、1歳児の入園割合が増加しているため、保育士確保が重要と認識していると答弁した。次に、発達障害の子どもへの対応について質問があり、保育士が発達障害の子どもへの対

応が十分にできるよう、保育周辺業務に対応する職員の人件費補助を来年度予算に盛り込んだと答弁した。最後に、保育士のイメージアップの取組について質問があり、今後、市のホームページに保育士の体験談を載せ、保育現場の魅力を伝えていきたい。また、例年アオーレで行われる就職ガイダンスに私立保育園協会がブースを設置し、200人を超す高校生が保育士の体験談を聞いた。今後もイメージアップに努めていきたいと答弁した。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(鷲尾委員) 藤井議員の質問の中に、「国の要保護児童等に関する情報共有システム」とあるが、市外転出者に係る過去の履歴が追えるような共通のシステムを国が構築中ということか。

(波多子ども未来部長) そのとおりだ。

(金澤教育長) 他に、質疑、意見はないか。

(金澤教育長) 次に、長岡市が制定する要綱の全部改正・一部改正及び廃止についての報告である。最初に全部改正する要綱について事務局の説明を求める。

(笠井学務課長) 長岡市全国大会等出場者に対する助成金交付要綱について説明する。本要綱の全部改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。改正理由は、現在、北信越大会以上の大会に出場した児童生徒の保護者に対して交通費及び宿泊費を支給している。しかし、開催地に応じた支給としているため市内開催の大会は支給対象外であることや、開催地への距離により支給金額が異なるなど、不公平感を伴うものであったため、これらを改善し、併せて大会規模に応じた報奨金に制度を改正するものである。改正内容は4点で、1点目が要綱の名称の改正、2点目が対象大会を国際大会まで明記すること、3点目が区域外就学者を支給対象とすること、4点目が報奨金の額を大会規模に応じたものにするものである。施行期日は令和2年4月1日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) 次に一部改正する要綱について事務局の説明を求める。

(笠井学務課長) 長岡市私立高等学校学費助成要綱について説明する。本要綱の一部改正は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。改正理由及び内容は、国の高等学校等就学支援金制度が令和2年4月に改正され、

課税所得額が約 590 万円未満の世帯まで授業料無償化の範囲が引き上がることに伴い、制度拡充の対象範囲となる第 3 種助成を廃止するものである。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日である。

(中山学校教育課長) 長岡市立中学校部活動遠征費補助金交付要綱について説明する。改正理由及び内容は、今年度申請があった部の 7 割以上について、申請回数が 1 回であったことなど実態に合わせて、交付回数を「2 回まで」から「1 回」に改めるものである。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日である。

(田中子ども家庭課長) 長岡市子どもの学力アップ応援事業補助金交付要綱について説明する。当補助金は、今年度から新規事業として取り組んでいる経済的に困っている家庭への塾代の受講料の補助である。改正理由及び内容は、補助金の効率的な審査と速やかな交付を行うため、補助金対象者について、就学援助費の認定基準に該当する世帯から就学援助費の交付の決定を受けた世帯に改めるものである。補助金の交付を受けたいが、就学援助の認定がまだという人に対しては丁寧に説明し、両方申請してもらうなど、対象者の漏れがないようにしていく。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日である。

(斎藤青少年育成課長) 長岡市放課後児童健全育成事業運営費補助金交付要綱について説明する。改正理由及び内容は、民間団体が実施する児童クラブの運営費を補助するため制定した当要綱について、新型コロナウイルス感染防止のための学校の臨時休業に関連する国の要綱改正に伴い、午前中から臨時開設したものについて運営費を助成するものである。施行期日は、公表の日からの施行とし、令和 2 年 1 月 16 日以後に行われる補助対象事業について適用とする。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) 次に廃止する要綱について 事務局の説明を求める。

(田辺保育課長) 長岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱及び長岡市私立幼稚園就園費助成要綱について説明する。本要綱の廃止は、市長の補助執行として行い、長岡市として公表するため報告事項とする。廃止理由は、令和元年 10 月から実施された、幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園に通う保護者の経済的負担がなくなるため、事業を廃止するものである。施行期日は令和 2 年 4 月 1 日である。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) 次に、附属機関等会議報告について事務局の説明を求める。

(中山学校教育課長) 令和元年度 第2回熱中！感動！夢づくり教育推進会議報告について説明する。令和2年2月20日にさいわいプラザにて今年度2回目の会議を開催した。会議での主な発言としては5点ある。1つ目は、今年度新規に取り組んだ米百俵未来塾について、子どもが自ら発表した言葉の中でキーワードが示されたことにより成長の証を見て取ることができ、成果が見られたと発言があった。2つ目は、熱中！感動！夢づくりの美術分野の事業について、美術館だからできる内容など、継続性につながるものを検討してほしいとの発言があった。取組を進めていきたい。3つ目は、保育士の仕事の魅力を伝える機会として長岡しごと体験ランドに保育士も入れてほしいとの要望で、関係機関と連携して取り組んでいきたい。4つ目は、保育園で保護者向けにSNSの話を聞かせたいため事業として検討してほしい、との意見があった。保幼小の連携の強化として取組を進めていきたい。5つ目は、実績報告について、参加人数が把握されていないものがあり、人数を詳細に記載した方が、予算と比較して費用対効果も検証できる、との意見があった。報告書の作成にあたっては留意していく。

(山田中央図書館長) 続いて、令和元年度 第2回長岡市図書館協議会報告について説明する。この協議会は年に2回の開催であり、令和2年2月18日に今年度2回目を開催した。会議では、令和元年度の主な事業についての報告、令和2年度の事業計画のほか、令和元年度長岡市立図書館活動評価について協議を行った。活動評価について、委員から、入館者数が目標値に達しなかったことから内部評価ではB評価となっているが、事業が評価できるためA評価としてもよいのでは、との意見があったため、重点事項評価の一部を修正した。また、地元出身画家の絵画も資料収集の対象としてもよいのではないかと、との意見があったため、栃尾美術館で行っていると回答した。

(佐藤科学博物館長補佐) 続いて、令和元年度 第2回長岡市文化財保護審議会報告について説明する。令和2年2月21日に開催し、長岡市文化財保護審議会委員8名が出席した。会議では、与板地域の『都野神社焼組香奉納額』について長岡市の指定文化財指定に向けての調査報告、「文化財マップ」の改訂についての報

告、寺泊地区遺跡試掘確認調査事業について、試掘の作業の報告を行った。各報告について、活発な意見が出された。

(佐藤科学博物館長補佐) 続いて、令和元年度 第2回長岡市水族博物館協議会報告について説明する。令和2年2月19日に開催し、長岡市水族博物館協議会委員9名が出席した。令和元年度事業実施状況、令和2年度事業実施計画について、及び水族博物館整備事業についてを議題とした。委員からは、水族博物館の建て直し等について意見があったが、今後の寺泊地区の状況によって判断していきたいと回答した。

(田中子ども家庭課長) 続いて、令和元年度 第4回長岡市子ども・子育て会議報告について説明する。令和2年2月28日に開催し、「第2期長岡市子育て・育ち“あい”プラン」の素案について、委員から最終的な審議をしてもらい、承認をもらった。また、各委員の任期が6月までのため、2年間の任期を終えての意見をもらった。第2期長岡市子育て・育ち“あい”プランは、長岡のすべての子どもたちの健やかな成長を支援するための、令和2年度から令和6年度の5年間にわたる取組方針である。子どもや子育て家庭を取り巻く状況の変化に対応し、子どもの最善の利益を第一に考えた包括的な支援計画としてまとめた。この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」に位置付けるもので、さらに「子どもの貧困対策推進計画」も一体的に策定している。基本理念は、「育つよるこび 育てる幸せ みんなで子育てするまち 長岡」である。これは、会議の意見を踏まえたうえで、第2期も踏襲するものである。基本目標は、1.すべての子どもが健やかに育つ、2.これから親になる世代を育てる、3.親と子が共に学び育つ、4.地域の子育ての輪がつながる、5.子育てと仕事との調和がとれた生活ができる、の5つに整理し、本市が展開する子育て支援施策と結びつけるものである。主な取組には、子ども・青少年相談センターの開設・運営など、ニーズや環境変化に合わせた新規事業も盛り込んでいる。来年度からは、このプランに基づき着実に子育て支援を行っていく。

(金澤教育長) 質疑、意見はないか。

(金澤教育長) 次に、催し案内について補足説明のある者は挙手願う。

(斎藤青少年育成課長) 家庭でワクワクお手伝い通信を、小・中学校向けの第 52 号と、保育園・幼稚園児保護者向けの特別号を発行し、配布した。記事の内容は、才津小学校や深沢小学校で原信に開催していただいた「魚の下ごしらえ教室」や青柳委員から作成していただいたお手伝い 4 コママンガなどについて掲載している。

(野口スポーツ振興課長) 長岡市スポーツ推進審議会の委員募集のお知らせである。任期が令和 2 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日の 2 年で、公募人数は 2 名である。審議会では、競技力向上、生涯スポーツ、体育施設整備などの長岡市のスポーツ振興策について、審議、検討する。

(金澤教育長) その他に報告事項はあるか。

(金澤教育長) 以上で本日の定例会を閉会する。

会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

長岡市教育委員会教育長

長岡市教育委員会委員

長岡市教育委員会委員